

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第78回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和6年7月9日（火）16：01～17：42

場所 オンライン開催

○筑紫室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第78回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の小委員会についても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っておりますので、そちらの傍聴も可能となっております。よろしくお願いいたします。

本日、松橋委員、松村委員におかれましては、途中参加の旨、ご連絡をいただいております。

加えて議題3の関係で、公正取引委員会の事務総局にもオブザーバーとしてご参加していただいております。

なお、本日ご出席いただいております本委員及び臨時委員の方の数は定足数を満たしているということでございます。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いいたします。

○山内委員長

山内でございます。よろしくお願いいたします。

議事次第をご覧くださいと、議題は四つです。「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」、それから「電力システム改革の検証に係るヒアリングの振り返りと論点整理」、それから3番目は「分割供給の導入に係る対応について」、そして4番目が「災害時の電気料金金の扱いについて」でございます。

順番に議論していきますけれども、早速ですけど、1番目の全面自由化の進捗状況、これを事務局からご説明いただいて、議論したいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○筑紫室長

そうしましたら、電力・ガス小売全面自由化後の進捗状況についてご報告いたします。まず電気からスタートいたします。

資料の3ページを開けていただきまして、新電力のシェアの推移でございますけれども、全販売電力量に占める新電力のシェアは、2024年3月時点で約17.3%というふうになって

おります。うち家庭等を含む低圧分野のシェアは約 23.9%ということで、直近半年ぐらいの動きとしては、ほぼ横ばいという評価かと思います。

続きまして、資料の 8 ページまで飛んでいただきまして、エリア別シェアのランキングでございます。こちらについては、電力・ガス取引等監視委員会のほうで、2024 年 3 月時点の経過措置料金の解除基準の一つとして報告のあったものをご紹介します。

下の図をご覧くださいいただければと思いますけれども、シェア 5%以上の競争者が 2 社以上存在する区域はいまだないということでございます。

続きまして、9 ページをご覧くださいいただければと思います。

小売電気事業者の登録数でございますけれども、小売電気登録者数は足元では横ばいで推移しておりまして、2024 年 6 月末の数字では 729 社となっております。

続きまして、資料の 16 ページまで飛んでいただきまして、電気料金の推移、昨年度までの数字が出ましたので、これをご報告いたします。

右下のところのグラフをご覧くださいいただければと思いますけれども、大手電力 10 社における電気料金平均単価につきましては、2022 年度は 26.2 円だったところ、2023 年度は 23.1 円ということで、若干の下落を見たというところでございます。

17 ページのほうには、これを家庭用と産業用に分解したものがございますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。

18 ページをご覧くださいいただきまして、直近 2 年間の月別の電気料金の推移をご報告いたします。

ロシアのウクライナ侵略等による燃料輸入価格の高騰に伴いまして、電気料金は高騰いたしましたわけでございますけれども、23 年以降、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施したことに加えまして、燃料輸入価格自体も低下したということに伴って、足元は低下しているということでございます。

次、19 ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、燃料輸入価格自体の推移でございます。現在は、ロシアによるウクライナ侵略の開始時と同程度の水準に回復して推移しております。

それから、20 ページでございますけれども、スマートメーターの設置状況、導入状況についてご報告をいたします。

この委員会でも何度かご報告させていただきましたけれども、高圧部門につきましては、既に全数スマートメーター導入を完了して久しいわけですが、低圧部門につきましては、各社順次導入が完了してきたところでございまして、北海道・東北・北陸・中国・四国・九州管内につきましては、2023 年度末までに導入を完了したということでございます。我が国全体では、沖縄電力エリア分について 2024 年度末までに導入を完了する予定となっております。

電気につきましては以上です。

○福田室長

続きまして、都市ガスの進捗状況につきまして、昨年の夏以降の動きについてという形でデータを更新していますので、ご報告させていただきます。

まず、23 ページ目でございますけれども、ガス小売事業者の事業者数でございます。旧簡易ガス形態のみ行っている事業者の数は除いた形で計算をしてございますけれども、2017 年 4 月以降、増加傾向が続いているという状況となっております。

続きまして、24 ページ目でございます。こちらにつきましては都市ガスネットワークに参入し、一般家庭へ供給している事業者の方々を表してございます。今回からガス小売事業を営む事業者から提出されました供給計画表、2024 年 3 月末のものでございますけれども、これを基にしまして、このデータを作っております。こちらにつきましては、44 事業者の方々が示されてございます。

続きまして、25 ページ目でございます。新規小売の契約件数の推移でございます。こちらにつきましては、傾向は同じでございます。依然として増加傾向がございます。

続きまして、26 ページ目、スイッチングの状況でございますけれども、こちら、最近については横ばいといったような状況となっております。

続きまして、27 ページ目でございます。販売量でございますけれども、まず新規小売の販売量比率でございます。直近ほぼ横ばいとなっております、その上で下のグラフ、販売量でございますけれども、こちら、全体のガス販売量の減少に伴いまして、新規小売の販売量も僅かながら減少となっているという状況となっております。

最後、28 ページ目でございますけれども、各地域別の小売の動向でございます。こちらについては、傾向は変わらずという状況になってございます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、進捗状況、意見交換、質疑応答というふうにしたいと思います。例によって、この会議はチャットでお知らせいただくことになっていて、チャット欄でお名前と発言希望という旨を書いていただくと、私のほうから順次指名すると、こういう形にさせていただきます。

それでは、いかがでございましょう。今の電気とガスの自由化の進捗状況ですね。何かご発言、ご希望はございますか。

電気のほうはかなり横ばいなところも、そういうようなイメージありましたが、ウクライナとかがあったので、ちょっと料金のほうが上がりましたが戻りつつあると、こんなところですかね。いかがですかね。

これは定例の報告ですから、何かありましたら、後ほどまたご発言いただくことにして、議事を進めさせていただこうと思います。

今日の本題みたいなものですけど、2 番目の議事ですね。これは電力システム改革の検証に係るヒアリングの振り返りと論点整理ということであります。

昨年末に第 68 回の審議会で議論を始めまして、今年に入って計 6 回、ヒアリングを行いました。ヒアリング対象者は 30 人を超えておりまして、30 人を超える有識者、実務家の方にヒアリングを行ったというところであります。

それで、本日はちょうど 1 年間ということになるのかな。末だから半年以上になりますかね。その内容を振り返るとともに、各回でプレゼンいただいた方々、あるいは委員の皆さんのご意見、こういったものを集約する。それから意見募集というのもございました。意見募集の意見も入れて集約して、それを踏まえて電力システム改革の検証の論点案、こういうものを作っていただいております。事務局のほうで整理いただきましたので、まずはその内容について、ご説明いただいて、議論できればというふうに思っております。資料 4 になります。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○筑紫室長

よろしくお願いいたします。筑紫でございます。

お手元の資料、資料 4 でございますけれども、まず 2 ページをご覧くださいまして、資料の立てつけについて、まず確認をさせていただきたいと思います。

まず前半部分で、これまで 6 回にわたって行われてきましたヒアリングのそれぞれの回の主なご指摘、ご議論についてまとめた資料が入っております。本日は時間の関係で、細かなご説明は省略させていただきますけれども、34 名だったと思いますけれども、30 名を超える方々からご意見をいただき、それに合わせて様々なご議論をいただいていたということでございます。

それから、2 番目のところが検証の論点ということで、目指すべき方向性、いわゆる電力システム改革の目的は何かと、そういったところについてどのように考えていくべきか。それから、それを念頭に置いた上で、直面する課題に対してどのような政策的な措置、考え方を示していくべきか。そして最後に、この二つの議論を踏まえた上でということではございますけれども、事業者に対してどういった役割、取組を期待していくのかと、そういった部分についての論点をご紹介しますので、よろしくお願いいたします。

続きましては、資料でございますけれども、資料の 31 ページまで飛んでいただければと思います。

電力システム改革の目的ということで、こちらは 2015 年の第五次改革のときに整理をいただいた電力システム改革の目的のスライドを改めてご紹介をしております。第 1 として、まず安定供給を確保すると。2 番目に電気料金を最大限抑制する。3 番目に需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大すると、こういった三つの柱を立てて電力システム改革を進めてきたというところがございます。

開けていただきまして、32 ページでございますけれども、今回ご紹介しました第五次電力システムに関する改革について、当初掲げた三つの目的についてどのように考えるのかというのがまずあると思います。この点についても、いろいろご議論があると思いますけれども、基本的な考え方という意味で、事務局のほうでご用意させていただきましたのは、以下のような文章でございます。

まず①につきましては、当時東日本大震災の直後、東側と西側で電力の需給の状態にかなり大きな差が見られた。東側は非常に逼迫していたけれども、西側はかなり余裕があったと、そういった広域的なアンバランスに対して、どのように対応するかというところが大きな論点だったわけですが、災害など不測の事態が発生した場合にも、全国大での迅速かつ円滑な電力の融通、あるいは復旧が行われると、そういった形で広域的な対応ができるような電力供給システムが構築され、実際に動いているという点、こういった点は評価できるポイントかと思います。

それから二つ目のところでございますけれども、電気料金の最大限の抑制というところについて、これは実際の電気料金の動きは、先ほどご紹介をしたところでございますけれども、他方で当時から議論されていたのは、小売全面自由化をした上での電気料金への影響としなかった場合、規制料金を継続していった場合の影響と、この二つを比べたときに、できるだけ抑制されるように対応していくと、そういった目的でございました。

そういったことを考えますと、家庭向けの自由料金が選択肢として常にアプローチできる状態にあって、規制料金よりも安価だという時期が非常に長かったということを考えますと、一定の実績があるということかと思えます。

それから3番目、選択肢の部分でございますけれども、多くの事業者が小売電気事業に参加し、再エネに特化したメニューなど、需要家の選択肢が拡大したこと。こういったことを踏まえれば、こちらについても一定の評価が得られるかなと。

総じて、当初掲げた三つの目的に対して、一定の成果が出てきているというような考え方が基本となろうかなというふうに思っております。

その上で、2016 年以降もシステム改革の趣旨に対応した制度改革を進めていくとともに、再エネの拡大・統合、カーボンニュートラルといった環境変化にも対応してきたというところ。

他方で、課題は何かというのも併せてよく聞かれるわけでございますけれども、あえて挙げるとすれば電源確保を、これを上げるべきかなというふうに思います。再生可能エネルギーの導入が急速に進む中で、火力発電所の休廃止が進行し、新設も停滞という評価にならざるを得ない。そういった中で、原子力発電所の再稼働の遅れもありまして、供給力が低下する懸念があるということが課題と考えられるかと思えます。

今後、世界的な脱炭素やGXの流れの中で、経済成長に大きく寄与するデータセンターや半導体製造のための投資を着実に実現していかなければならないということが、GXの文脈では様々な会議で語られております。

こういった中で、事業を取り巻く環境としては不確実性が高まっていくわけではありますけれども、電力需要の増加を念頭に置いて、これにしっかり対応していくと。さらに脱炭素電源と、それを支える系統を投資していくような状況を整備すると。こういったところが、これから目指していかなければいけない方向性というふうに考えられるかなというふうに思います。加えまして、価格面での安定供給、こういったところも家庭用、あるいは産業界にとって重要なメッセージということではないかと思います。

こうした環境変化を踏まえて、今後の検証を通じて、これからの電力システムが目指すべき方向性について、これまで31ページでご紹介しました目的を再整理していくということが必要ではないかというふうに考えます。

33 ページは、取り巻く環境変化の例を具体的に記載したものでございます。世界的な脱炭素化の流れ、それから地政学的なものを含めまして、経済安全保障リスクの高まり、それから次が電力需要の増加の見通しと、4番目が燃料高騰時、そういった対応時に安定した事業継続ができるのかということについては、疑義が呈されているという状況。最後に、デフレの脱却・成長型経済への移行ということで、足元ではコストプッシュインフレ、あるいは円安と金利の上昇といったマクロ環境の変化が起きているということもご紹介をしております。

続きまして、二つ目のところをご紹介したいと思います。42 ページを開けていただければと思いますけれども、電力システムが直面する課題というところでございます。

ヒアリングでいただいたご意見を踏まえまして、電力システムが直面している課題について、大きく電源の脱炭素化、それから系統整備・立地誘導、あるいは柔軟な需給運用の仕組みの構築、そして小売事業の環境整備と、大きく三つごとにご指摘をご紹介しております。

右側上から順に、主立ったものをご紹介いたしますと、脱炭素電源への投資や資金調達を可能とするための予見性の確保が必要ではないか。

続きまして、再エネの大量導入に向けて、電源と需要の状況を踏まえた形での系統増強が必要ではないか。

あるいは小売については、電源の調達環境の整備、あるいは電源へのイコールフットイングの実現に向けた市場環境整備が必要ではないか、こういった様々なご指摘をいただいたところでございます。

そういったところを踏まえまして、43 ページ以降で、今後の電力システムが直面する課題への対応としてどういったところが論点になってくるのかというのをご紹介しております。

43 ページでございますけれども、オレンジ色の四角の上のほうから順次ご紹介させていただきますと、2050 年カーボンニュートラルを目指していくということになっているわけですが、今ある火力電源による供給力を、これを再エネ・原子力・脱炭素火力といった、いわゆる脱炭素電源に切り替えていくと、シフトさせていくことが求められております。

これまでご紹介いたしましたとおり、需要増の見通しということが出てきている。これに

対応できる脱炭素電源でなければいけないと。大規模な電源投資が求められているというのが想定されている状況かなというふうに思います。

他方で、こうした脱炭素電源への大規模な投資というのは、新規参入者のみならず、既に多くの電源を保有している大規模発電事業者にとっても容易ではないと、そういったところが様々な課題が指摘をされているところだと承知をしております。

具体的なものとして幾つか挙げておりまして、既存の投資促進制度では、約定後の建設費を含む費用が増加するリスクに対応できない、あるいは、自由化後の電力市場における収入の不確実性がある。あるいは脱炭素火力の高い燃料費を回収するということが難しい。あるいはリスクや収益性などの関係から、資金調達面でむしろハードルが高いとか、様々な課題があることがヒアリングにおいても指摘をされております。

こうした脱炭素化を進める中で、安定供給に必要な電源を維持、投資するという点をどういうふうに進めていくべきか、これ、海外における制度も参考になろうと思いますけれども、いずれにしても、脱炭素電源投資をさらに一步進めるための事業環境整備を行っていくべきではないかというのが大きな課題というふうに考えられるのではないかと思います。

その上で、一方でということもございますけれども、足元はむしろ脱炭素に向けたトランジションという状況におきまして、火力発電の役割は引き続き重要ということもございます。

特に発電事業者にとって、中長期的に安定的に電気を販売できる見通しが立てづらい中で、燃料の、特に LNG については、燃料の長期契約を結ぶハードルが高まっているということが指摘されております。

振り返りますと、2020 年度の冬季は LNG 在庫不足による電力需給逼迫が生じました。あるいは 2022 年には、LNG のスポット価格が高騰をするといったイベントを経て、安定的な量と価格での燃料調達の重要性というのが、改めて認識されるということではないかと思えます。こういった部分について、トランジション期ならではの燃料の長期契約を確保するといったための方策といったものも議論されるべきではないかというふうに考えているところでございます。

下のところに、「今後、議論を深めていく主な論点のイメージ」ということで、箇条書で三つご紹介をしておりますけれども、一つ目が大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備、二つ目が安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力ゼロエミ化に向けた推進と。3 番目として、安定供給に必要な燃料の確保、特に LNG の長期契約の確保などを念頭に置いたものでございますけど、こういったものをご用意させていただいております。

続きまして、44 ページでございます。電源の脱炭素化を進めて再エネや原子力が増えるということになりますと、これまで変動を支える供給力や調整力を提供した火力発電の量が低下をしていくことは避けがたいということでございます。

こうした中で、脱炭素電源のポテンシャルを最大限に生かし、また、出力制御をできるだ

け抑えつつ、効率的、安定的な需給・系統運用をしっかりと行っていくことが重要になってくるわけですが、そのため地域を超えて広域的な再エネ等の融通、あるいは発電・需要の近接による効率的な電力量、こういったものをバランスよく進めていくことが必要となります。

電力のレジリエンス強化や再エネ大量導入に向けて、現行の電力広域運営推進機関と送配電事業者が、それぞれの役割を果たして対応を進めてきております。地域間連系線等に加えて、地内の基幹系統の整備といったものをどういうふうに進めていくか、そのために必要な体制・費用負担の在り方などについて、しっかり議論していくことが必要ではないか。

また、3番目のパラグラフですが、再エネ資源を有効に活用していくためには、大口需要家のGX投資などをしっかり後押ししていくと。そのために、大規模な需要立地を見据えた上での系統整備、あるいはこういったところに立地していきたいというインセンティブをしっかりと付与していく。こういった両面から推進していくことも必要ではないか、そういった指摘もあったかと思えます。

また、再エネの変動に対する供給力・調整力の確保・運用が課題となっている中で、需給調整市場の運用改善をしっかりと進めていくとともに、中期的には限られた電源を有効活用するために、短期の需給運用について、卸取引市場、時間前市場、需給調整市場の機能について互いが競合することなく、全体として最適な形が実現するよう、現在同時市場の検討が進められているところでございますけれども、そういったものの導入も視野に入れて、さらに検討を進めていく必要があるのではないかと、こういったところがストーリーになっていくのかなというふうに思います。

今後、検討を深めていく主な論点として、以下に四つ挙げてございまして、再エネの効率的な活用を行うための広域及び地内系統整備の在り方。二つ目として、GX産業立地政策と連動した大規模需要の立地誘導、送配電網の整備の推進。3番目として、再エネが大量導入される中でも短期の需給運用を効率的に行う枠組みの在り方と今後の方向性。4番目として送配電部門の中立性・透明性向上といったことを論点として掲げております。

45 ページでございますけれども、市場を通じた安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備ということで、全面自由化以降、小売事業者の数、先ほど729社とご紹介いたしましたけれども、非常に多くの参入者を迎え、新電力のシェアも、大体20%程度に到達していると。中には旧一般電気事業者の小売部門と匹敵するような規模を持つ新電力の小売事業者も存在しております。内外無差別の卸取引が今後広がっていくことを考えますと、さらに競争活性化が進んでいくということが想定されるのかなというふうに思われます。

そういった中でヒアリングでは、EVやヒートポンプ、蓄電池といったような分散リソースをうまく使っていくことが大事ではないか。さらに小売業者においても、料金メニュー化にとどまらず、そういった新しいサービス、付加価値をしっかりと創出していくことが必要ではないかと、そういった指摘があったかと思えます。

他方で、電源調達を市場のみに頼る新電力の事業者も数多くいたわけですが、燃料高騰に伴う市場価格の高騰時には、需要家との契約解除、受付停止、託送料金不払いなどの事態が発生いたしました。小売事業者の退出・取次への移行等も相次ぎまして、特高・高压分野における最終保障供給のシェアが急拡大するなど、様々な形で電力供給の不安定化につながったというふうに評価せざるを得ない部分もあろうかと思います。

加えまして、今後も国際情勢の流動化、カーボンニュートラルの実現、円安・物価高等のこれまで想定されていた以上の環境変化が続き、電力の調達に様々なリスクがあるということはよく考えなければならない。さらに国際的な燃料価格の急騰等に市場価格の高騰の局面では、電力・ガス激変緩和対策事業として、3.7兆円の国費が投じられたということでございますけれども、こういったことを考慮すれば、需要家への供給価格の安定化というのに対しては、やはりこれまで以上に真剣に考えていかねばならない部分があるのかなというふうに考えます。そういった意味で、小売事業者に対しても必要な相応の能力の獲得・経営基盤の強化とか、そういったことを求めていくことも検討の余地があるのではないかと思います。

また、一方で需要家の間で高まりつつある脱炭素電源の調達のニーズということについては、小売事業者こそ、発電事業者とのPPA等を通じて、脱炭素電源の確保を進めると。ヒアリングでは、地域に裨益する再エネに対する地元の受容性を高めるといった取組も紹介がございましたけれども、そういった役割の重要性も指摘されているということかと思います。

また、経過措置料金については、十分な競争を確保できた段階で解除することになっているわけですが、競争の阻害になっているという指摘もなされているところでございます。その上で、ウクライナ危機を契機とした電気料金の急激な高騰が国民経済に与えた影響、将来のリスク、カーボンニュートラルの実現と安定供給の両立に向けた発電投資の状況等を総合的に勘案しつつ、料金負担の在り方について整理が必要と、そういった指摘もあったかと思います。経過措置料金の解除を見据えた上で、検討を進めていく必要があるのではないかと思います。

今後の論点ということで、以下に四つ挙げてございます。

一つ目が、小売事業者の調達方法／期間の多様化に必要な取引市場の整備。

二つ目が、小売事業者に求める能力・経営基盤の条件やそれを担保し、規律を守るための方策の在り方について。

三つ目が、小売料金の安定性の確保、急激な変動、ボラティリティということだと思えますけれども、こういったものを抑制していくためにどういった対応をしていくべきか。

四つ目として、電気事業者を取り巻く環境変化を踏まえた上で、料金負担の考え方、最後は需要家の皆様方に負担をお願いしなければいけない部分もございますので、そういった部分の考え方についてといったところを紹介させていただいております。

最後、47 ページでございますけれども、3 番目として、これからの電力システムにおい

て事業者に期待される役割について、最後に 1 枚だけスライドを入れてございます。

これまでご紹介をしてきました電力システム改革の方向性、あるいはそれを踏まえた対応ということを整理した上での議論ではございますけれども、電気事業者に対してどのような社会的役割・成長の方向性を期待するのかということについては、時々社会情勢を踏まえて、エネルギー政策の観点からも一定の方向性を示してきたという部分がございます。先日のヒアリングでは、総合エネルギー市場といった考え方をご紹介いたしましたけれども、今後、今の環境変化を踏まえて、電気事業者にはどういった成長の方向性・具体的な取組が期待されるかといったことも議論していく必要があるかなというふうに思います。

最後に、今後の進め方でございますけれども、50 ページをご覧いただきたいと思います。本日整理した各論点について、ご議論をいただいていくわけですが、エネルギー基本計画を検討している基本政策分科会に報告するということも考えますと、本日は 7 月 9 日でございますけれども、これから 8 月～9 月頃を目指して、様々な論点について議論をお願いしたいというところでございます。

10 月以降、検証に向けた取りまとめの議論、そういったものを進めていき、25 年 3 月末までに取りまとめるということを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

今までのヒアリングの振り返りというのは、かなりいろいろ資料、ご発言がありますので、後ほどご覧いただくことにして、それで今後の論点整理ですが、言ってみれば、今日頭出しをして、皆さんにご議論いただくということでありますので、十分にご発言いただければというふうに思います。

それでは、いかがでしょうか。どなたかご発言をご希望の方、いらっしゃいますか。

原委員、どうぞご発言ください。

○原委員

ありがとうございます。

事務局の論点整理、課題の整理については、全く異論はございません。

その中でちょっと申し上げたいのは、今後の改革の課題の 3 番目でございます。ヒアリングの中でも、市場の活性化と規制料金の撤廃について、事業者からの訴えがあったことが印象深く残っています。消費者保護の観点から、経過措置料金を撤廃することとはどうなのかというも考えてはおりますが、今後本当に必要なことならば、きちんと検討すべきかと思っております。

それに当たっては、競争が十分になされた後、競争が十分であると認められれば、経過措置料金も撤廃できるわけですが、その競争が十分なされている状況だということを

判断する基準といいますか、何をもってそういうふうと考えられるのかがわかりにくいと
思っております。

さきの資料でも、新電力のシェア参入者数というグラフはお示しいただいているので
けれども、さらに客観的に見て消費者側も納得できるようなもの、考え方をたらと思ってい
ます。やはり今度課題を考える上では、経過措置料金をどうするかということも大変大きな
問題かと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

いつもどおり、皆さんにご発言を一通りやっていただいて、それで最後に事務局からコメ
ントということにさせていただきます。

次、村松委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい。聞こえております。

○村松委員

恐れ入ります。ありがとうございます。

事務局から、今回ヒアリング内容も踏まえて論点整理をいただきました。誠にありがとう
ございます。膨大な資料をここまできちんと整理いただきまして、この先進めやすくなりま
したと思います。

今回挙げていただきました課題の三つの柱、こちらの整理の仕方に異存はございません。

こういった形での検証で全て一通り並べて検証を進めていくわけですので、切り口を三
つ挙げてはいるものの、横断的に相互に影響するような制度面、事業者行動面というのがあ
ると思いますので、ここは課題の切り口はありつつも、相互の影響を見ながら検証が進めら
れればと思っております。

また、今回の三つの領域、いずれにも関わる場所ですが、脱炭素化の推進、並びに安定
供給の確保といったところで、発電設備におきましても、送配電につきましても、リプレ
ースだけではなくて新規投資、これに資金が回る仕組みが非常に重要だと考えております。
新しい制度をつけて補助を出したり、インセンティブを与えたりというのももちろん重要だ
とは思いますが、やはり既存の事業から十分なキャッシュフローが得られるということ
が、その先の投資に資金が回るために必要なことだと思います。また、得られたキャッシ

フローがきちんと投資に回るような意欲を持たせる仕組みというのが重要だと思っております。

ですので、ここは発電、送配電ネットワーク、小売、いずれの事業者もこういった資金の還流の中で、きちんと有効に機能するような制度なのかといった観点で見ていく必要があると考えております。

いずれも柱となる前提と論点ということでまとめていただきましたが、前提として置かれているところで若干気になるものもございましたので、すみません、ちょっと細かいところにもなりますが、コメントさせていただきます。

こちら、まず44ページ、ネットワークのところなんですけれども、こちらについてあまり明示はなかったとは思いますが、やはりキャッシュフローがちゃんと回るという意味では、事業者の収益がきちんと確保できるという点。ヒアリングの中でも金融機関のプレゼンターの方がおっしゃってましたが、十分な事業報酬率が確保できるのかといったようなところも重要なポイントだと思っておりますので、どこかでそういった議論がされるべきではないかと思っております。

また、同時市場のことを挙げていただいております。こちら、足元において、短期に必要なkWh、ΔkW、これらをまとめて市場で取引をするといったことで、実効性がある仕組みだということは今まで検討会の中間報告も併せてよく分かっているところではあります。また、導入ありきということで決まったものではないと理解しております。導入に向けてという前提を置かれてしまうと、ちょっと難しい話かと思ってお伺いしておりました。

もちろんまとめをしている中で、同時市場に関する議論が煮詰まっていて、もしかしたら導入しますということになるかもしれませんが、今の時点ではそこはまだ決まっていなくていいところなので、すみません、前提の置き方について申し上げさせていただきました。

それから、ネットワークのところで中立性・透明性を挙げていただきました。こちらは、やはり公平な競争が行われるためには、ネットワークは常に中立性が必要であるし、コスト構造等も託送料金で回収するという観点で、透明性が求められるということで挙げていただいたんだと思います。この中には、今般ご対応されました行為規制の遵守関係、こういったものも内部統制の強化が進められたことの評価が行われると思っております。

もう一つ、45ページ、小売関係、市場価格関係について挙げていただきましたけれども、こちらも前提として挙げていただいている中で気になった点がございました。

競争の活性化が進むことが想定されるとの記載につき、原委員からもお話がありましたけれども、やはり内外無差別の実現というのは、まだ完全に定着したものではなく、監視等委を含め、様々な形でモニタリングや働きかけがあって、継続的に実現していくものだと思っております。手放しでそのまま競争活性化が進むところまで、内外無差別が徹底的に定着したとまでは行っていないと思っておったんですが、そこも含めて、評価いただければと思っております。

それから、45ページの論点の③のところですが、小売料金の安定性確保とボラティリテ

いの抑制と挙げていただいております。私の理解が十分でなかったところなのですが、市場そのものでボラティリティがあんまり高くないような安定的な市場価格が設定できるような市場の仕組みを考えていこうということなのか、事業者がボラティリティ対策をきちんと取っていくように、事業者役割、行動を求めていきたいと思いますという話をされているのか、ここが分からなかったもので、もしかしたら両方なのかもしれませんが、すみません、今の時点でどんなふうに整理されているのかというのをお聞かせいただければと思います。

また、経過措置料金、原委員もおっしゃっていました。こちらについては、やはり今の市場のゆがみの一因になっている部分も否めないと思いますので、ぜひここは解除するのか、別の方法を取るのか、対応についてある程度きちんとした方向性を示していく必要があると思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、次は武田委員、どうぞ。

○武田専門委員

ありがとうございます。

今回、整理いただいた論点については、それぞれ妥当な内容であり、今後議論を深めていくべきだと考えます。

ただ、検証という視点では、この改革の結果、電力システムが当初目指した成果が得られたか、また、外部環境が大きく変化する中で現在期待される機能をどの程度発揮できているのか、データを照らし合わせて分析し、整理した上で、結論を出すべきだと考えます。

その上で、今回論点に沿って、特に強調したい点を3点、コメントさせていただきたいと思います。

まず1点目は、目指すべき方向性についてです。特に経済性という面ですけれども、世界全体の傾向ですが、我が国もご多分に漏れず、データセンターの増加や電化の進展によって、電力需要は拡大する傾向にあります。この中で、DX・GXを進めることで日本の経済の成長を維持し、国民の生活を支えていくことが求められています。

そのための基盤となるのが、クリーンな電力が、国際的に遜色のない価格で安定的に供給されることであると思います。我が国と同様、他国もイノベーションの創出や産業誘致を目指して、脱炭素技術を含めた戦略的な産業政策を展開しています。

こうした環境の中で、日本の産業競争力の強化と経済成長に資する電力システムを実現するという観点を、目指すべき方向性に位置づけることが重要かと考えます。特に電力価格については、国内産業を今後も維持し得る水準を安定的にキープしていくことが必要不可欠だと考えます。

2点目は、事務局の論点整理にも出ていましたけれども、安定供給を大前提とした電源の脱炭素化についてです。その中でも、脱炭素調整力を含む脱炭素電源への大規模投資を促す方策が極めて今後重要になってくると考えます。何が電源投資の妨げになっていて、どうすれば投資判断を下せるのかを把握して、事業環境整備について検討を深め、望ましい方向性を提示して、制度として展開していただきたいと考えます。

3点目は、こちらも事務局の論点整理の中に出ていた安定供給に必要な燃料の確保についてです。発電用の燃料調達の主体は、あくまでも民間事業者ですが、適切なインセンティブを付与することに加えて、政府としても天然ガスや脱炭素燃料への投資、権益確保を含めて、燃料調達に積極的な役割を果たすことが重要だと思います。

戦略的余剰LNG、SBLで確保する量が、年間需要に比べて極めて少なく、限られているという点に不安も聞かれる中、需給逼迫時の燃料確保策も含めて、システムにおける官民の役割分担を検証して、今後の制度の改善に生かすべきかと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは次、大橋委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。

まず、今回第五次の電力制度改革を検証するに当たって、これまでの電力システム改革の目的を振り返り、現在の課題から論点を紡ぎ出すという作業のステップの今回取っていたやり方に、私も賛成いたします。丁寧に議論を積み上げていただいたこと、大変感謝するものです。

第五次の改革では、効率性に重きがあったということだと思いますけれども、今後安定供給を守りながら、脱炭素電源投資を効率的に進めていくというためには、市場における競争を前提としつつも、無秩序な競争というわけではなくて、脱炭素や安定供給と競争が同じベクトルを向くように、ある程度その競争に規律というか秩序を作るということが、電力システムの制度上、求められるんだと思います。

例えばですけれども、最初の論点でいうと、電源の投資のお話がありましたが、既存の投資促進制度というものは、既存の電源と新規の電源を基本的には区別することなく、容量市場でもそうですけれども、基本的に進めてきたわけですが、やはり新規に投資をする場合と、既存の電源を維持する場合というのは、同じキロワットでも相当程度、ビジネス上の意味合いが違ってくるといえることであるとするならば、そうしたものに対応するような投資促進制度というものを現在のものから改変していくということというのは、相当程度求められるということですし、ヒアリングでもそういうふうなお声を随分いただいたのかなと思い

ます。

第2の論点の送電で言えば、大規模な需要が出てくるわけですが、こうした需要を生み出す社が自由に立地を決めるというような形は、相当程度、非効率的なネットワークの形成を生み出すことにもなりかねないということであるとするならば、やはり大規模電源が立地する場所というものについて、ある程度ゾーニングをしていくということも求められますし、また、これがGXの産業立地の計画としっかり軌を一にするということというのは相当程度、重要なのかなと思います。

小売なんですけれども、やはり重要なのは小売の部分だと思いますが、今回第五次の制度改革においては、やはり数を求めてきたということがあるのではないかなと思います。実際700社という数というのが相当程度多いのかということも、議論としてやっぱりあるとは思いますが、求めるのは小売事業者にある程度規模のメリット、要するに規模が大きいということですけども、そうした規模を求めていくということは相当程度、今後重要になってくるのではないかなと思います。

小売事業者が先物をやっていくにしても、あるいは長期で契約を作っていくにしても、ある程度資金的な余裕がないといけませんし、そもそも発電事業者としっかり交渉上、対峙できるような小売事業者というものをつくっていくということが、実のところ、自由化の世界において重要なところなのかなというふうに思ってます。

そうした方向に、これまでの電力システム改革の検証を踏まえた今後の制度設計の議論につなげていただければなというふうに思う次第です。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

次は秋元委員ですね。どうぞご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。

まず、いろいろとたくさんヒアリングで聞くことができまして、ご講演いただいた皆様に、改めましてここで感謝申し上げたいと思います。また、事務局におかれましては、多くの情報を的確に整理していただいていると思っていますので、こちらについても感謝したいと思います。

その上で幾つかですけども、まず32ページ目で目指すべき方向性ということで整理いただいて、ここに関して全く同感で、適切に整理いただいているかなというふうに思っています。広域的な対応に関しては、このシステム改革の中で比較的うまくいっている部分だというふうに評価してまして、そういう整理がなされているというふうに思ってます。

他方、やっぱり不確実性が増してきていて、この後、電力需要の増大ということがGX、

要は電化の促進もあるし、データセンターの増加もあるしということで、電力需要の増大が見込まれるという中で、今適切に脱炭素電源投資をしていくという環境を整えてあげる必要があるかと思しますので、その大きな課題について対応していく必要があるんだろうというふうに思ってますが、そこも適切に記載していただいているかなというふうに思っています。

その上で、43 ページ目ですけれども、ここも適切に記載いただいているというふうに思っています、とりわけLNG等の長期契約の確保というところが重要になってくると思うんですけれども、そのためには価格も含め、また需要も含め、どういうふうに売却していくのかということも含めて、予見性が高くないと、長期契約ができないというふうに思いますので、全体のシステムとして、どういうふうにこれを担保していくのかということでは大きな課題だろうというふうに思っていますので、全体の課題の中で、ここをどういうふうにやっていくのかということを引き続き議論していきたいというふうに思いました。

続いて、44 ページ目ですけれども、同時市場関係で、ほかの委員も少しご指摘がありましたけど、やっぱり短期のところでの最適化は図れるわけですけど、長期の部分で、先ほどの燃料調達とか、また容量確保といったような容量市場関係と、いろいろほかの市場や、ほかの、とりわけ長期のところとの関係性をどういうふうにこの同時市場でやっていくのかということに関しては、必ずしもまだ全体のフレームの中で議論していないというふうに思いますので、長所、短所がそれぞれあると思いますので、しっかりその辺りも議論した上で、同時市場の設計、詳細化を詰めていく必要があるかなというふうに思っています。

45 ページ目で、こちらもどなたかがおっしゃったような気がしましたが、価格のボラティリティを抑制するというところの課題意識はそのとおりだというふうに思いますが、他方、自由化という部分でいくと、メニューが豊富にあるということが重要で、そういう面では、ボラティリティが高い商品もあってもいいのだろうというふうには思っています。

他方、ボラティリティを抑制しようと思うと、結局そのボラティリティをどこに寄せるのか、そのリスクをどこに寄せるのかということがあるかと思しますので、小売だけに寄せれば、小売の収益性が悪くなりますし、要は需要家に寄せるのか、いずれにしろ、リスクをどういうふうに発電、小売、需要家といったところで分担していくのかというのが非常に難しい問題だというふうに思いますし、ボラティリティを低くしようと思うと、その分平均的な価格は上がるというのが普通で、その価格をちゃんと適正に転嫁できるのかどうかというところが一番大きな課題だと思いますので、そういったところをしっかりと議論していく必要があるかなというふうに思って聞きました。

最後、47 ページ目ですけど、下のほうに幾つか書かれていて、収益性の向上とか、収益の予見性とか安定性というところに関して記載があり、これはそのとおりで、全部重要なことではございますが、若干気になったのが①、②の下に書いてあることが、少し狭い範囲のことかなというふうに思っています、やはり適切な利潤をちゃんと事業者に与えること

が、むしろ長期で日本の需要家に利益になってくるんだというふうに思っていますので、これもどなたか別の言い方でおっしゃられた委員がございましたけれども、長期でもちゃんと消費者、需要家に利益がもたらされるように、電気料金についても適正な利潤を確保できるような形で、収益性をちゃんと担保させてあげるということは大事な視点だと思いますので、もう少し広い視点で議論を進めていきたいというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、四元委員、どうぞご発言ください。

○四元委員

四元でございます。ありがとうございます。事務局がとてもよく資料をまとめてくださって感謝いたします。

ちょっと今さらではありますけれども、今回時間をかけて振り返りをさせていただいて、検証の意義をもう一度考えてみたいとは思いましたけれども、検証の規定は何度となく資料に挙げていただきましたが、今回も載せていただいていますけれども、電気事業法の附則 74 条というところにあって、この規定を読んでも、これ自体は何やらとても第三者的なんですけれども、本来ここで主眼となるべきは、やはり政府が自ら行った電力システム改革の 5 年後、10 年後の結果について、検証自体は第三者の目を借りつつも、政府自身の責任を問うていく、もしくは責任ある行動とは何かということを問うていくことであるべきであろうというようには考えております。

その責任をどう果たすかという、まずもちろん、武田委員でしたかがおっしゃっていたように、きちんと振り返り、かつ分析をしていただくというのはとても重要で、ただ、今後に向けては、まだ現時点は通過点にすぎないので、法律にもありますように、検証の結果を踏まえて、必要がある場合には必要な措置を講ずるものとするということで、政府としては、必要に応じて軌道修正をしつつ、適切な措置を講じていかなければならないということになるかと思います。

それは、これから 10 年、20 年、もっと先の国の成長とか、安定した国民生活とか、そういうものをつなげていかなければならないのであって、この直近 5 年、10 年の環境変化すらなかなか見通すのが大変なのを、これから先の未来に対する責任を、国と、もしかしたらここにいる我々も現在、今追っているということになるので、大変重たい責任を負っているんだなということを我々自身も認識しなければいけないなと思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、そういうのをいろいろよく認識しつつ、目指すべき方向性の再整理というのは当然必要になってくると考えています。

事務局がきちんとまとめてくださったように、32 ページのご整理、これは適切だと思っ

ています。特にこの３点目と４点目、皆さんもおっしゃっていたと思いますけれども、供給力低下の懸念がある中で、電源確保の重要性、それから脱炭素化と、それから価格面での安定供給の実現の必要性、これらはほとんど不可分の最重要課題と考えております。

もう時間が限られていて、かつ実験であればトライ・アンド・エラーができるんですけれども、失敗が許されない課題ということで、本当に難しいと思っておりますが、適切にこういった問題意識を持って、大きな方向性を見据えた議論が今後必要だと思います。

それ以外、課題のピックアップ等していただいておりますが、そしてご整理も異存ございませんので、また引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは次に、皆藤委員ですね。どうぞご発言ください。

○皆藤専門委員

ありがとうございます。

資料４の４２ページに直面する課題と論点として、これまでの議論を踏まえ、丁寧にまとめていただいているなと思います。

その中で、安定供給確保を大前提とありますが、皆様ご承知のとおり、昨日、２年ぶりに首都圏の電力需給率がひっ迫したということで、他地域から融通があったという報道がありました。他地域からのスムーズな融通は、システム改革の一つの成果でもあると思いますが、やはり安定供給が本当にできるのか、また、電力のレジリエンスという観点も今後重要になってくると思っております。

特に首都圏につきましては、東京湾沿岸の火力発電に頼っているという状況ですので、そういった中で、有事の際に、引き続き安定供給が実現できるのかというところ、これもシステム改革の中で、大前提でありつつも、本当にできるのかということもしっかり見ていくことが必要ではないかなと考えています。

二つ目といたしましては、目指すべき方向性の中で、武田委員からもございましたが、価格の安定性も非常に重要と考えております。

脱炭素を図っていきながら、また、いろんな要素を考えると、価格を下げていくという方向性というのはなかなか難しいとは思いつつ一方で、システム改革の目指す方向性として、電力価格の最大限の抑制があると思います。こういったものもしっかりと実現できるように、どうすればいいのかというものも、論点として考えていくべきではないかなと考えております。

そして、ロシアによるウクライナの侵攻など、外的な要因があったということはあるんですが、不確実性がより高まる中で、原料の安定調達も含めて、価格を抑制していくのかということが、本当に事業者だけの責任でできるのでしょうか。

論点の中でありましたが、政府の役割として、どういったところを果たしていくのか、こうしたところも考えていかなければならないのでは、と思っています。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。

もう皆様からいろんなご意見が出ましたので、改めて付け加えるところもないような感じなんですけれども、今回様々な環境が変化していく中で、電力システム改革、目指すべき方向、これからの論点ということでまとめていただいたと思います。

論点に関して、少し申し上げたいと思います。44 ページの電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組みの構築というところでは、やはりこれは一送さんの創意工夫がレベニューキャップにおける評価にもつながるような仕組みというのをに入れていただいて、積極的に進めていただきたい。このためには、事業者の事業報酬率の確保ですか。その辺りの話もヒアリングで多く聞かれたと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

あとは45 ページの需要側、料金のほうなんですけれども、やはり経過措置料金の議論はぜひお進めいただきたいとともに、この資料の2か所ぐらいにも書かれていたと思うんですけれども、今年からですかね。電気やガスの激変緩和対策として、かなりの国費が投じられたということがございます。

これは市場で様々な料金を決めていこうとか、取引していこうというような業者側の創意工夫とは少しかけ離れたところにある。システム改革の議論の中心ではないということでは理解するんですけれども、こういった一律の補助が政治的には確かに意味があるのかもしれないんですけれども、特にどこかにフォーカスして、例えば省エネ技術の導入を促進させるようなところに、もっと集中的に投下するというようなやり方もあったと思いますし、そういうような何の工夫もなく、小売や需要家の創意工夫を引き出すようなことにつながらなかったというのが、私は非常に残念だなと思いました。しかも一旦ここで終了したものが、また8月以降に復活するということで、この辺りのお金の使い方といいますか、そういったところをもう少し制度と、目指すべき方向がリンクするようなことを何とか目指していただけないかというふうに思います。これはシステム改革とはちょっと違うかもしれませんが、例えばそれだけのリソースがあるのであれば、今、料金という話でいうと、需要家側のリソース活用には、市場連動価格のような需給が反映される小売条件というのをもっと活性化していくべきだと思うんですけれども、市場価格高騰時の影響への不安と

いうのが非常に大きくて、一旦ものすごく高騰した時期もありましたし、特に低圧ではなかなか選ばれていないということではないかと思います。

ということであれば、いっそ例えば価格高騰時の変動料金の上限、キャップの設定に、こういった税金が、激変緩和対策時の補助金のようなものを使えるとか、そういうような工夫があれば、もうちょっとリスクを感じずに、市場連動料金を需要家を選べるとか、そういったことにつながる可能性もあるのではないかと思います。ぜひ工夫したお金の使い方をご検討いただきたいと思います。

ちょっとミクロな話でしたけれども、私がそのようなことを問題意識として感じておりましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

金本先生、オブザーバーは後ほどということにさせていただいて、次は松村委員ですね。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

発言します。

今後、具体的な制度設計、制度の改革の議論をするときに、また、今回の整理を踏まえて、具体的に議論していくことになると思います。大半のことはそのときに具体的に申し上げますが、大きな考え方として、私たちが留意しなければいけないことがあると思います。

一つ、電力価格の安定性というようなことについて、それは重要だというような発言が相次いだと思うんですが、価格を安定させることというのは、ほかの条件を一定にすればもちろんよいことだと思うんですが、価格を本当に安定化させるということが社会にとってよいことなのかということについては、十分考えなければいけないと思います。

例えば燃料費が高騰するというような状況、需給が逼迫するという、そういう状況のときには、節電によって、あるいは省エネによって、電気、エネルギーの消費量を減らすということが国富の流出というのを最も効果的に抑える局面でもあるということで、そのときに価格が高くなって、節電のインセンティブが高くなる、あるいは省エネのインセンティブが高くなるということは悪いことばかりではないということを、私たちは考えなければいけないと思います。

今後、脱炭素化、あるいは粛化石というのが進んでくれば、もう必然的に燃料価格のボラティリティ、あるいは電力価格のボラティリティというのは上がっていくと思います。そのときに、何か人為的なやり方によって無理やりそれを抑えるということは、ある意味で価格を安定させるよいことだというふうに本当に受け止めてよいのかということは考えなければいけないと思います。

これは政府、あるいは行政のほうから、なかなかそういうことを言うのは難しいということももちろんあると思いますが、こういう会議に参加している有識者というものの役割なのではないか、そういうことを国民に地道に訴えていかなければいけないのではないかと、いうふうに私自身は思っております。

次に、安定供給の重要性ということも繰り返し言われました。それも全くそのとおりだと思います。

多くの消費者、多くの国民にとっては、多少価格が安くなる。だけど安定供給に著しく支障があるなどというようなシステムというのは願い下げだということを、多くの人が実際に思っていると思いますから、そのバランスというのはとても重要だというのは分かりますが、しかし、一方で、意見として、何があってもちゃんと安定的に電力を供給してくれるようなシステムが必要ですよという一方で、国際的に見て、遜色のない安い価格が必要ですよ、そういうことを言われる。その両立というのは、とても難しいのだ。もちろん、それを一般会計で埋めて、電力料金という格好ではなく、納税者の負担という格好で行うということなら可能なかもしれませんが、一般論として、安定供給というのを重視すれば、その分だけコストがかさむということを私たちは十分認識しなければいけないと思います。

容量市場での調達量というのを増やせば、それは安定供給上、安心感は増すということはもちろんあるし、それで、そのときに地域の制約というのをよりきつくして、広域的なものではなく、それぞれの地域ごとで十分な量とかというようなことを考えていけば、安定供給上は高まるかもしれないけれども、コストというのは当然跳ね上がるということになります。

その点については、安定供給ということを重視するということは、もう一定のコストというのを受け入れてでも、安定供給を高めたいという、そういうことではないと、とても無責任になるのではないかと思います。この点についても、トレードオフだということについては十分理解を得られるように、何度も何度も繰り返し説明していかなければいけないのではないかと、いうふうに思います。

さらにリスクというようなことに関しては、確かにもういろんなリスクというのがいっぱいあるということは十分分かりますが、特に燃料調達や電源投資ということのリスクというのに関して、社会的な安定供給というリスクに関しては、量がとても重要だというのは分かりますが、本当に事業環境だとかということのリスクというのは量の問題なのかということとは十分考える必要があると思います。

長期契約によって、スポット価格が暖冬、あるいは条件がよかったという結果として、す

ごく低くなったということになり、結果的に物すごく割高なものをつかまされて、その結果として、損を覚悟で焚かなければいけない、転売しなければいけないという状況になるというのはとても大きなリスクで、だから、長期契約というもののインセンティブというのが十分でないというときに、それをサポートするという発想はとても重要なんだと思います。

でもそれは、ある意味で低価格というか低収益性ということのリスクだということが第一義にあるのだと思います。そこを混乱して、量も価格もということを言い出すと、制度の設計はとてつもなく複雑になり、難しくなり、結局それを口実にして、変な制度というのは次々と入るということになりかねません。本当に何がリスクなのかということについては、冷静に、ちゃんと理屈が通るような格好で、きちんと今後も整理していくべきだと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

委員のご発言のご希望は、今の松村委員までということで、取りあえずはよろしいですかね。

それでは、JEPXの金本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○金本オブザーバー

金本でございます。ありがとうございます。

私は1点だけ、44スライド目で、短期の市場をしっかりと機能するようにということが出ていますけれども、もう一つ、短期の市場が運用だけの問題ではなくて、実は短期の、特にリアルタイムの市場で、どういう価格がつくかというのは、その前の中期的なマーケット、相対市場とかに当然波及していくわけですね。したがって、こういう短期の市場がしっかりと整合的にできているということは、極めて重要ということがあります。

その点について、この短期の市場がしっかりとできていることが、実は電源投資のインセンティブに大きく影響するということが欧州で言われております。そこでの分析は、欧州では、まだリアルタイムの ΔkW のマーケットがないんですね。それがリアルタイムの価格の不完全性を招いているといった議論があります。

そういうものができたときにどうなるかというシミュレーションスタディがやられていまして、それができると、調整力としての、例えばガス火力とかの採算性がかなり大きく改善する、そういうものが入りやすくなるといったことが出ています。

こういったことに目配りしながら、短期市場をどううまく整合的につくっていくかということを考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次は電気事業連合会の佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。

資料4につきまして、半年間の議論を取りまとめいただきまして、本当に感謝申し上げます。

今回、32 ページにご整理いただきました脱炭素電源とそれを支える系統への投資環境を整備し、価格面での安定供給を実現するという考え方と、三つの課題整理については異論ございません。

その上で、今後の対応策の検討に向けて、2点意見を申し上げたいと思います。

1点目ですが、電源の脱炭素化についてでございますが、47 ページに、我々、電気事業者が脱炭素化をリードしていく存在として期待されるといった趣旨の記載がありますけれども、まさしく産業界の方々と対話をする中で、我々、電気事業者に対して、危機感あふれるご要請をいただいております。

この点、今回の整理におきまして、電源の脱炭素化の推進を明確にされましたことは、非常に意義あることだと受け止めております。今回の検証を通じて、世界的な脱炭素化の潮流の中で、国際競争にさらされている我が国の産業競争力を維持、向上し、国民生活を支えていくためには、電源の脱炭素化に向けた政策がスピーディー、かつ柔軟性を持って行われることが必要不可欠であると考えています。

その上で、43 ページに記載の三つの論点について意見を申し上げます。

一つ目の脱炭素化に向けた事業環境整備について、電源投資施策のご検討に当たりましては、投資家や金融機関から見て、資金を投じる価値があるかどうかといった視点も、併せて検討されることを期待しております。加えて、脱炭素を国民全体で支えていくんだという、エネルギーを利用する皆様の理解を得ていくことも重要だと考えます。この点、脱炭素化の施策と併せて、国が先頭に立って対応いただくことをお願いいたします。

二つ目の火力のゼロエミ化の推進についてでございますが、トランジション期においては、安定供給確保のために必要となる火力電源の維持、活用を実現するとともに、水素、アンモニア、CCSなどの火力電源の脱炭素化に向けた実効性ある対策の検討をお願いいたします。

三つ目の燃料確保につきましては、自由化の下で、事業者が負担できない燃料調達のリスクに関し、エネルギー安全保障の観点から、国が燃料資源の安定的な確保、調達に関与する仕組みづくりが重要だと考えます。

続いて2点目、45 ページの小売につきましてですが、資料の趣旨のとおり、小売料金の価格面での安定性について取り組んでいく必要があることは承知しておりますが、一方で、電源、燃料など様々な面で不確実性が高まっていく環境を見据えても、小売料金の安定性に

についての制度的な対応策を検討される場合には、小売事業者に過度なリスクが強要されることのないように、電力システム全体を見渡して、整合的、かつ持続的な整理がなされるようお願いをいたします。

また、経過措置料金につきましては、小売市場全体の健全な事業環境をゆがめているという指摘がなされていることを踏まえて、料金負担の在り方、そして全面自由化の中で、小売規制料金が存在する意義も含めて、今後、議論を十分に深めていく必要があると考えています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次は電力・ガス取引監視等委員会の新川オブザーバーですね。お願いいたします。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。

今回これまでの本委員会におけるヒアリング等を踏まえて、電力システム改革に関する論点を整理いただいて、今後、各論点の詳細について議論を進めていくものと承知しております。

電力・ガス取引監視等委員会としましては、日々、電力市場、ネットワーク事業、小売取引などの監視を担う立場としまして、本委員会の議論も踏まえつつ、事務局としても必要な検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

私の手元で把握しているご発言希望は以上ですけれども、ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますかね。また何かありましたら、また後ほどご発言いただければ承りますが、いろいろご意見をいただきました。事務局として、コメントもあればお願いしたいと思います。

○筑紫室長

事務局でございます。もろもろご議論いただきまして、ありがとうございました。

目指すべき方向性のところについてのコメント、それから直面する各課題、三つの柱をご用意いたしましたけれども、それぞれについて、事業者に期待される役割のところについてのニュアンスとか、幾つかご議論いただきまして、今後こういった、今日いただいたご指摘

を踏まえて、さらに詳細に議論をしていくということではないかと思います。

1 点だけ、村松委員からご指摘のあった 45 ページの小売のところ、論点のイメージの③のところ、安定性の確保・急激な変動を抑制するための対応策について、いわゆる対応策の基本的な視点として、取引市場におけるいろいろなルールを考えていくのか。あるいは、小売事業者のところを考えていくのか。あるいはもう少し違うようなアプローチがあるのか。そういったところについて、現時点で何か考えがあるのかといったご質問だったかと思っています。

この時点におきまして、何かそういったものがあるわけではございませんので、ほかの委員の先生方からもご指摘がありましたとおり、こういったものに対してどのように考え、それについてどういったアプローチがあるのかといったところから、丁寧に解き起こしていかなければいけない議論だというふうに考えております。

これまで電力システム改革で進めてきた競争を生かす、そういった視点を大事にしつつ、どういった形で世の中に求められる制度がつかれるのかというのを、今後整理していきたいと思いますので、引き続きご議論をお願いできればというふうに思います。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

今回、これは論点整理していただいていますけど、個人的な意見で大変恐縮ですけど、今までのヒアリングと、それからいろいろなご指摘をとともよくまとめ上げているというふうに私は思っています。今回も委員の皆さんのご意見を伺っていると、こういう形のまとめ方については、皆さんほとんど合意いただいているというふうに感じました。

それで、もちろん強調点とか、あるいは細部について、いろいろなご意見があるので、これはこれから詰めていくということであろうかと思いますが、この方向でまた皆さんと議論しながら詰めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めまして、議題の 3 と 4 というのが残っていますが、これは分割供給の話と、それから災害時の料金ですが、これは何度か議論しておりますし、現状での改革の話でありますので、まとめて議論をしたいと思います。

資料 5、資料 6 について、事務局からお願いいたします。

○筑紫室長

そうしましたら、資料 5 から順を追ってご説明をさしあげたいと思います。まず資料の 5、分割供給の導入に係る対応についてということでございます。

資料をおめくりいただきまして、1 枚目のスライドのみご説明させていただこうと思いますけれども、第 76 回、前々回の本委員会の議論におきまして、部分供給とは別に、自由

化のニーズを勘案して、新たに分割供給という制度を導入することとし、当面の対策としての役割を終えたと評価される部分供給については、分割供給の導入と同時に、新規受付を停止するといったことになったところでございます。

他方で、その議論に当たって、特に基本的な仕組みについてはおおむねご賛同いただいたというふうに認識しておりますけれども、以下のような指摘についても合わせていただいたというふうに承知をしています。

1点目が、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度考慮した上で、実務的にも無理のない移行期間を設定すべきではないかという点。

二つ目は、みなし小売電気事業者が分割供給の申出に応じない、あるいは一方的に有利な条件提示しか行わないといった行動を取る懸念があるのではないかと。そういったところについて、どのように考えるかといった点についてご指摘をいただいたというふうに認識しております。

これにつきまして、特にこういった事業に関心の高い事業者と改めて議論をさせていただきまして、まず移行期間については、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することは、やはり現実的ではないという部分はございますが、4月は契約更新が集中をします。そういった中で、しっかりコミュニケーションを取って、お互いが納得のいく契約更新にこなげていくということを実務的な対応期間を踏まえて考えますと、先日は4月1日でどうかというふうにお話ししたところでございますけれども、本日からおよそ約1年間ということで、2025年7月1日までに部分供給の既存契約を分割供給に移行していくということをお願いすることとしてはどうかというふうに考えております。

それから、二つ目の点について、今回の分割供給の考え方に照らしたときに、みなし小売電気事業者と新電力の間の負荷追随供給の競争活性化、今までのところは、基本は制度上はみなし小売電気事業者しか想定されていないという中を、新電力の事業者も負荷追随供給ができるようになると、こういった点をしっかり考えて、制度設計を進めていくというところでございます。

そういったことを考えますと、ご懸念の点はさはさりながら、新電力とか、新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度といったところまで踏まえますと、制度開始前のあらかじめの段階で、一律に規制やルールを設けるのは適当ではないのではないかというふうに考えております。

他方で、合理的な理由のない分割供給の拒否ですとか、供給条件の変更が適当でないという点は、事務局としてもまさにそのとおりでというふうに考えておりまして、そういった事案が明らかにあった場合に、事務局においては、その対応について精査させていただくとともに、必要に応じて本委員会にご報告の上、精査的な対応が必要であれば、その要否も含めてご議論をいただくということとしてはどうかというふうに考えております。

以降の資料は、前回まででご議論いただいた内容を、一部ご議論を踏まえて修正した資料でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、資料6でございます。災害時の電気料金の取扱いについてということで、資料の1ページ目をご覧くださいと思います。

第72回ですので、3月の本小委員会においてでございますけれども、能登地震の対応について、北陸電力送配電からご紹介をいただいたりした回であります、そのときに託送料金における災害時の特別な措置についてご議論をいただいたところでございます。これまで措置されていた対応を変えて、新たな特別な措置を用意していくといった点を議論いただいたところで、その際、小売料金についてはどのようにするかというところが併せて論点となっております。

小売経過措置料金においては、託送料金と同等の措置を講ずるということではよいのではないかとことでしたけれども、自由化部門の小売料金について、自由化部門でございますので、あくまで各小売電気事業者の経営判断とはなるわけですが、少なくとも託送料金における措置、実際には基本料金の割引の措置を反映した災害時の特別な措置を、しっかり求めていくことも求められるのではないかと、そういった点について、まずはその小売電気事業者がそもそもどう考えるのかという点について、事務局について確認を行い、改めて本委員会にご報告するというふうにさせていただいてきたところでございます。

このたび、みなし小売電気事業者及び大手の新電力、非常に規模が大きいところを中心に、五つの会社に検討状況をお伺いしたので、結果をご報告したいというふうに思います。

資料の4ページ目を開けていただければと思いますけれども、自由化部門の小売料金に関する各社の意向ということでございますけれども、託送料金における災害時の特別な措置を小売料金でも行うこととなった場合には、全ての会社から、その趣旨に賛同して必要な対応を行うということについては、改めてその意向を示していただいたというところでございます。

今回は10社プラス5社というふうに聞いておりますけれども、この15社で低圧の全体の約9割の需要家をカバーするという形になりますので、そういった意味でも、大層の事業者から趣旨に沿った対応していただけるというふうに示していただけたかというふうに思います。

他方で、一部の事業者からは、現行の需要家に対する料金請求のシステムが、特定の需要家の基本料金の割引を行うというような仕様になっていないと。したがって、特に需要家数が多い低圧区分においては、直ちに措置の導入が難しい。要するに、託送料金で措置されたようなことと全く同じような措置を導入することになりますと、直ちの対応は難しいのではないかとといった点について指摘をする部分がございました。

今後、システム改修の時期などに合わせて、必要な対応を行っていくと。さらに実際の割引の仕方についても、託送料金における割引の趣旨にはしっかり合わせていくところですが、必ずしも同じような金額で下げていくというような形に限らず、それぞれの会社のビジネスの進め方に沿って、適切な形でしっかりやっていきたいといったような回答をいただいたというところでございます。

最後、米印として、もちろん極めて大規模な災害、社会的な状況を勘案してやっていくような話であれば、それは当然必要に応じて、実務的に対応可能な範囲でしっかりやると、そういったところも併せてお示しいただいたというところでございます。

あわせて、3番目のところですが、今回検討状況を確認した事業者に限らず、災害時の措置を講じていなかった新電力においては、同様にシステム改修の対応が必要であると考えられますので、当該対応に係る新電力の負担等も考慮すれば、全ての新電力に対して、託送側で措置を講ずる2025年4月からの一律の対応を求めるというのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、こうした新電力については、各社の状況を踏まえつつ、可能な限り対応を求めると。

逆に関して申し上げますと、全ての新電力に対して、ガイドラインですとか電気事業会計規則といった一律のルールを求めていくということについては、今回はそこまでする必要はないのではないかというふうに考えております。

ご報告は以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。

ということで、分割供給の話、それから災害時の特別措置ですね。これについて、今までの議論をさらに詳細にさせていただいて、ご提案いただいたということであります。

これについて、ご意見、ご質問等を受けたいと思いますけど、チャットでお願いいたします。どなたかいらっしゃいますかね。

分割供給のほうは、どのぐらいリードタイムを取るかという話と、それから新電力等の負荷追随型の供給についても言及したということです。

村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。二つの議題について、それぞれコメントを申し上げたいと思います。

まず、部分供給から分割供給への移行についてですが、こちらは1年間ということで前回お示しいただいたよりも若干の延長をいただいたということで、事業者の方も、この期間を目指してご努力いただければと思います。

ただ、個別の案件で、間接的に伺ったところだと、やはり契約の更新に当たって、負荷追随供給者は同じ事業所で継続が得られるのか、条件が変わるのか、価格水準はどうか。こういった交渉を踏まえて、今度は需要家サイドに持って行って、需給の条件変更を受け入れていただけるかというので、行ったり来たりの交渉に相応の時間がかかるということもお伺いしております。精いっぱい事業者の方には努力いただく一方で、個別事案でどうしてもということがありましたら、そこは需要家の方にご迷惑をおかけしないような観点

でご対応をお願いしたいと思っております。

また、今回ガイドライン等でみなし小売による不合理な、または理由のない供給解除でや、供給条件の一方的な提示とか、こういったことがないようにとの観点でご検討いただきました。この点については、今回のような部分供給から分割供給への移行の際にも起きますし、また新規に分割供給を始めようといった場合においても、市場支配力のあるみなし小売が、こういった関係性に陥ることというのはあり得ることだと思います。両方のケースを踏まえてお示しいただいたと理解しております。いずれの場合でも、ガイドラインがないとしても、きちんとモニタリングして、不適切なことがあれば、こういった委員会の場で取り上げていただく、そういったことでご対応がお示しいただけたものと理解しました。

もう一つ、災害時特措についてですが、こちらの趣旨は承知いたしました。自由化メニューに対しても、小売にご対応を求めるものの、過度な負担を強いることがないように進めていただきたい。ある程度の裁量を持って進めていただくということでお示しいただいたと。こちらの趣旨は賛同いたします。

やはりこれは、事業者としては需要家に普及できるような魅力あるメニュー、その中に様々な要素を含めていると思います。こういった災害時対応もメニューの一要素としてカウントされて、また需要家の方が選択する視点で、いずれ重視される、もしくはされないかもしれませんが、そういった形で選択の中に反映されていくものと理解いたしました。

ですので、それぞれ小売事業者様の趣旨はご理解いただけるものと思いますので、あとは需要家、消費者の方の選択にどのように沿っていくかということは経営の判断と思っております。

あとは実務面ですかね。災害時に被災者の方が自ら申請をして、こういった減免措置を受けられるケースと、激甚災害のような場合であれば、一律プッシュ型でとお示しいただきましたが、やはり被災者の方はこういう仕組みがあるんだということを、ふだんの生活をしていらっしゃったら全くご存じないと思うんですね。いざこういった事態になって、申請をすれば減免が得られるのに、それを知らなかったがために不利益を被ってしまうということがないようにするためには、需要家の方に対して、事業者から伝達する仕組みもそうですが、やはり被災者の方が数多くいらっしゃるようなところにきちんと情報が行き届くように、個別の事業者からだけでなく、国から自治体行政へ、こういったところのサポートも必要かなと思って拝見しておりました。

コメントは以上になります。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに委員の方でいらっしゃいますか。

それでは、エネットの谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。村松委員のコメントとも重なる部分もありますが、1点ずつお願いします。

まず、資料5のほうで分割供給についての対応について整理いただき、ありがとうございます。

資料1ページの最後のポツにも記載いただいておりますが、制度の円滑な移行が進むように、また顧客の利便性や選択肢が限定化されるといったことがないように、事務局におかれましては、旧一般電気事業者が合理的な理由なく既存契約の同条件での移行を拒んだり、新規分割契約に実質的に応じないといったような問題が生じた場合には、速やかに内容精査を行い、対応策を講じていただくようお願いいたします。

それから、資料6についてですけれども、この内容自体については特に異論ございません。

一方で、事業者が対応を行う場合において、現状、各一般送配電からの請求書に記載される明細の記載内容や、通知タイミングというのが各社で異なるということで、現場サイドの時間がかかったり、混乱というところもございますので、こういった観点も踏まえて、フォーマットの統一等を検討していただけるような配慮をお願いできればと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますかね。

送配電網協議会の山本オブザーバー、どうぞ。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。送配電網協議会、山本でございます。

資料6の4スライド目ですけれども、ご説明はありませんでしたが、4ポツ目、「災害時に需要家の負担を最小限に留めるべく、一般送配電事業者にも可能な限り合理的な制度運用を求め」と記載いただいておりますけれども、この点につきましては、第72回の本委員会におきまして、「極めて大規模な災害が発生した場合など、追加的に需要家の負担軽減を図る必要等が生じた場合には、必要に応じて資源エネルギー庁と一般送配電事業者で協議の上、これまでの災害特例と同様に、電気事業法に基づく認可等を経て、約款以外の供給条件により柔軟な措置を講じることが望ましい」とご整理いただいておりますとおり、そのときも発言させていただきましたけれども、一般送配電事業者としましては、これまで同様、必要に応じて申出がなくとも自発的に措置を講じるなど、被災されたお客様の負担軽減を図りつつ、必要な措置をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、取引監視等委員会の新川オブザーバー、どうぞ。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。分割供給について発言させていただきます。

当面の対策としての役割を終えたとして、部分供給を廃止し、再エネ電源の活用等の理由で、新たに分割供給制度が創設されるのであれば、旧一般電気事業者と新電力の間で、原則として、公平にルールが適用されるということが必要であると考えております。

他方、本日の資料において、既存契約の分割供給への移行段階へのご対応についてお示しいただいておりますが、今後、需要家や事業者などから、電力ガス取引監視等委員会にも情報が寄せられれば、内容を精査して、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかはいらっしゃいますか。

それでは、事務局から何かコメントがあれば。

○筑紫室長

最後、分割供給につきまして、今ご指摘もいただきましたけれども、今回資料のほうは、移行措置のときの取扱いについて記載をしておりますけれども、先ほど新川オブザーバーからもご発言がありましたとおり、一般則として、そもそもみなし小売電気事業者と新電力、あるいはみなし小売電気事業者同士、あるいは新電力会社同士のところの関係については、電力取引等監視委員会、あるいは公正取引委員会等も踏まえて、一般的な適正取引ガイドラインなど、様々な対応でしっかりやっていくということでございまして、必要があれば、しっかりお話を承って、この委員会にもご報告をするというのは言うまでもないというふうに承知をしております。

今回の移行については、今お示した資料のとおり、10月1日の施行を目指して、鋭意準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ということで、今おっしゃったことは大原則なので、ぜひともということですけど、皆さん、特に大きな反対もなかったと思いますので、3回議論しましたし、内容的には10月初旬が受付開始ということでご準備いただきたいというふうに思っております。

それから、災害時の料金の話ですけど、これも特に大きな異論、反論はないというふうに思いますので、これは来年、2025年4月に新たな仕組みがスタートできるような準備ということになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちなみにですけども、これは1回そういうご意見が出ました。ほかの公共料金はどうかんだという話がありましたけれども、私が関係しているのと言うと、NHKの受信料というのがこういうような措置を取ることになるんですね。NHKですので、必ず自分でそれについて報道するということになります。なので、電気も含めて、ほかの公共料金もそういうことがあったら、NHKにちゃんと言うと、それが社会に流布されるということになると思いますので、その辺うまく対応されるといいのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議論、議事はこれで終了ということであります。

長時間にわたり、活発にご議論いただきましてありがとうございます。

事務局は特によろしいですか。

それでは、これをもちまして、第78回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。